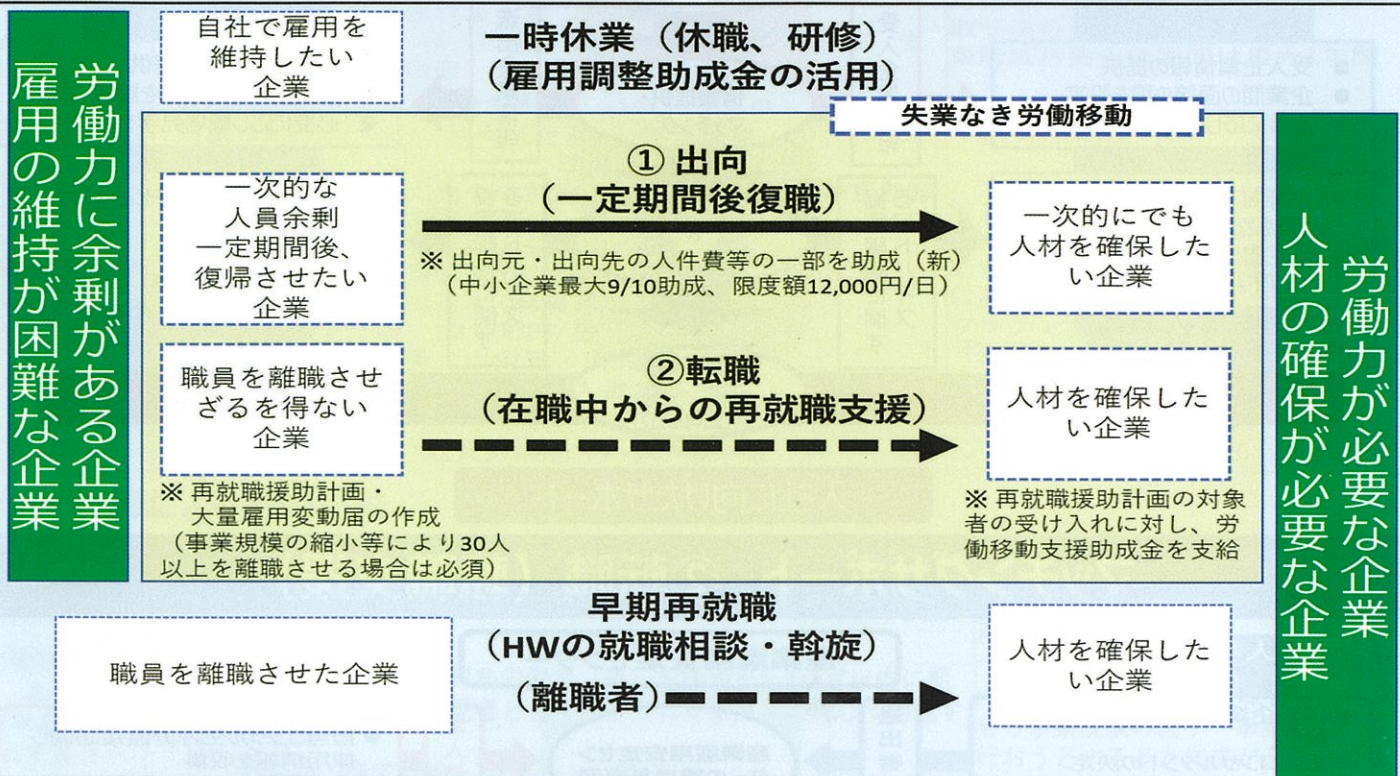


-県内事業主のみなさまへ-

雇用維持や人材確保の不安 まずはご相談ください。

佐賀県、佐賀労働局、(公財)産業雇用安定センター佐賀事務所が連携し、失業なき労働移動(出向、転職)の支援を行います



① 出向による労働移動

概要：労働力に余剰がある企業が、労働力が必要な企業に、期間を定めて、自社の社員を勤務させる。

(自社に在籍したまま、又は、自社に戻ることを前提に雇用関係を解消し他社の業務に従事)

手続：出向先は労使で出向に関する協定を締結し、就業規則に出向について規定。給与等の労働条件及びその負担を両企業で協議決定。会社側は該当労働者に説明し、同意を得る。

支援：産業雇用安定センターがマッチングや手続きを支援。

助成：雇用調整助成金による出向元企業に対する助成金のほか、産業雇用安定助成金(仮称)が創設され、出向元及び出向先の企業への助成が実施される予定。

② 転職(転職支援)による労働移動

概要：社員を解雇せざるを得ない企業が、解雇する前から再就職に向けた支援を行い、円滑に再就職を促す。

支援：産業雇用安定センターが再就職先企業を紹介・マッチング。

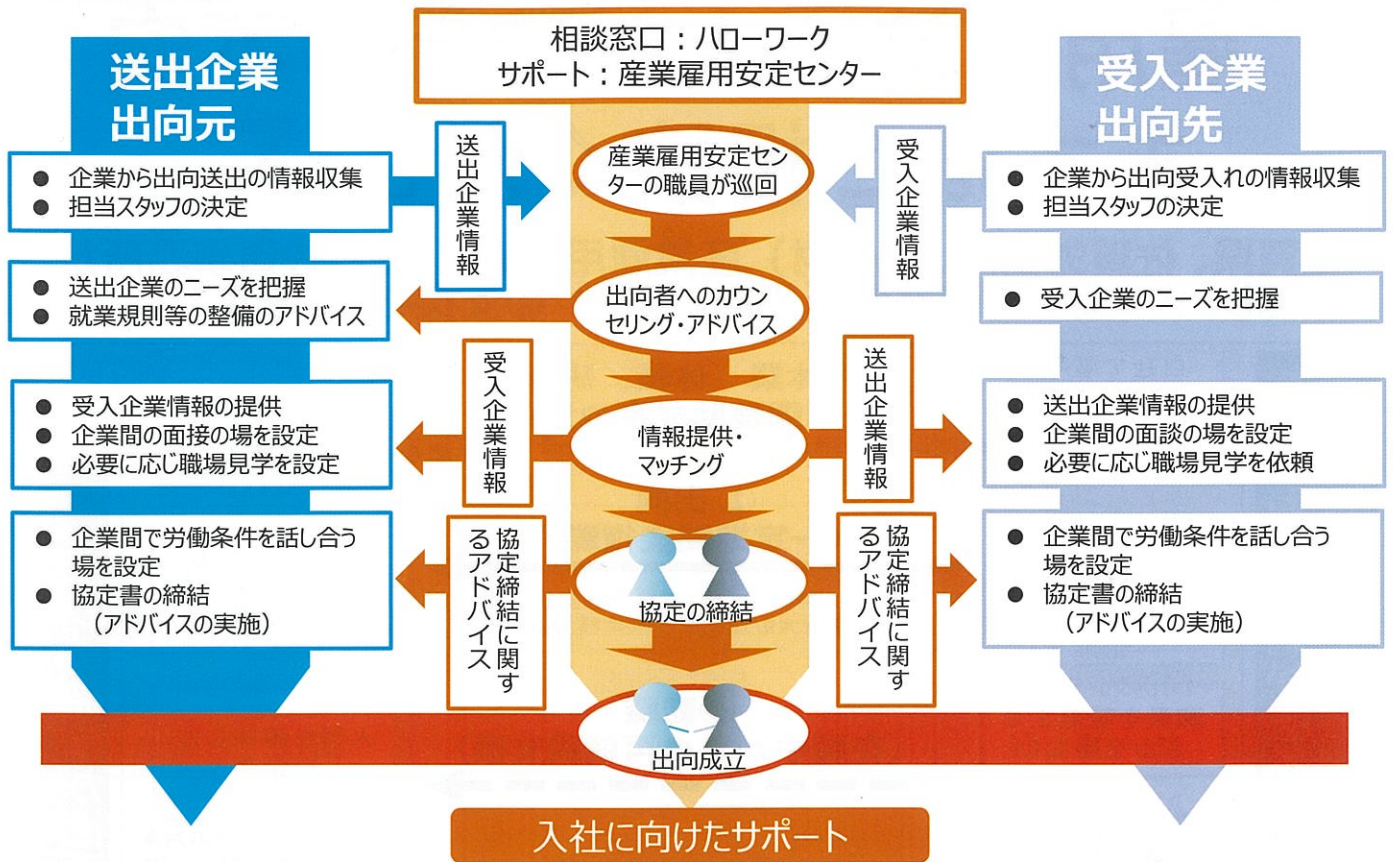
30人以上の解雇を行う場合は、再就職等支援計画、大量雇用変動届を作成し、ハローワークへ提出。

ハローワークでは、計画を提出した企業に対して再就職を支援。

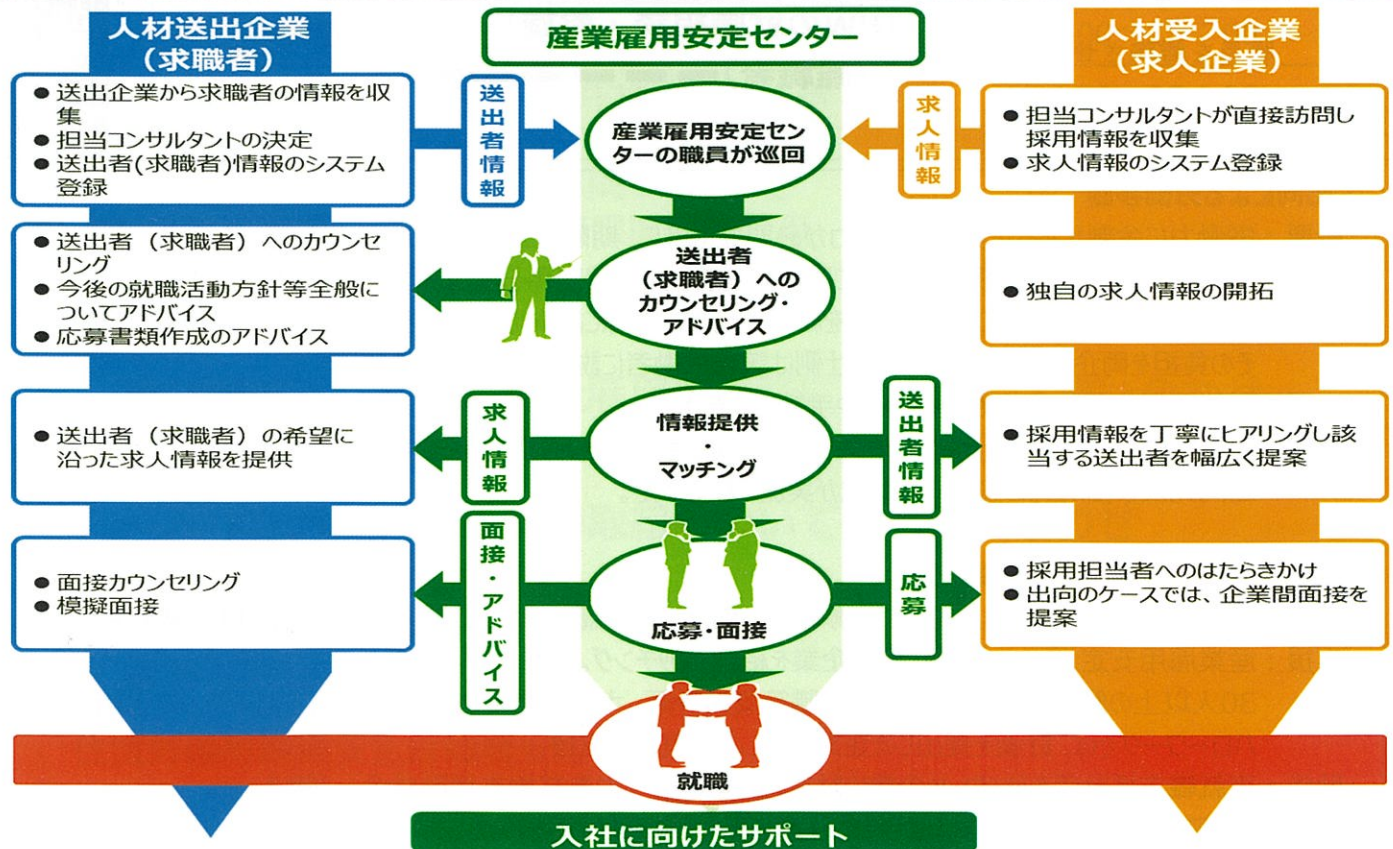
助成：再就職支援計画を作成した企業に対する助成制度(労働移動支援助成金)がある。

(離職者が30人に満たない場合でも任意に再就職援助計画を作成した場合、助成を受けることは可能)

マッチングサポート ① 出向による労働移動



マッチングサポート ② 転職（転職支援）



支援措置（助成金、申請書作成支援）

(1) 出向による労働移動

方法・制度	支援内容		備考
雇用調整助成金	対象種別	出向元企業 助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向労働者に支払われる賃金は出向前に支払われていた賃金と概ね同額が支払われることが必要 ・ 出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、負担割合などを取り決める ※助成対象出向期間は最大1年間
	内容	雇用調整を目的とする出向（出向後、元の事業所に戻ることを前提） 助成額…以下のいずれか低い額に助成率(中小2/3、大企1/2) をかけた額 ・ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額 ・ 出向前の通常賃金の1/2の額 ※上限額 $(8,370円 \times 330/365 \div 7,567円) \times$ 支給対象期の日数	
	窓口	佐賀労働局・ハローワーク	
産業雇用安定助成金【新規】	対象種別	出向元企業/出向先企業 助成金	第三次補正予算案 出向元及び出向先双方を支援する新たな助成制度を創設するとともに産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化するなど、「雇用シェア」（在籍型出向）により雇用維持する取組を支援
	内容	出向元及び出向先の賃金、教育訓練及び労務管理等に要する調整諸経費の一部を助成 出向運営経費（出向元・出向先） ・ 中小企業4/5（解雇等なし9/10） ・ 中小以外3/4（解雇等なし3/4） ・ 上限額 12,000円/日 出向初期経費（出向元・出向先） ・ 助成額各10万円/1人当たり ・ 一定の条件のもと加算額5万円/1人当たり	
	窓口	佐賀労働局・ハローワーク	

(2) 転職による労働移動

方法・制度	支援内容		備考
労働移動支援助成金（早期雇い入れ支援コース）	対象種別	一つの事業所において1カ月以内に30人以上の離職者を生じさせる企業 助成金	※再就職援助計画 →1つの事業所において、1か月以内の期間に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小・事業転換等を行おうとするとき作成が必要となる。（離職者が30人未満の場合も任意で作成可能）
	内容	再就職援助計画の対象労働者（※）を離職から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成するもの 助成額…通常助成 1人あたり 30万 （一定の要件を満たす場合、40万又は60万）	
	窓口	佐賀労働局・ハローワーク	
労働移動支援助成金（再就職支援コース）	対象種別	一つの事業所において1カ月以内に30人以上の離職者を生じさせる企業 助成金	※同上
	内容	再就職援助計画の対象労働者（※）に対して、再就職活動の支援にかかる費用を助成するもの 助成額…上限60万＋休暇や訓練実施により付加	
	窓口	佐賀労働局・ハローワーク	
再就職手当・失業手当	対象種別	離職した労働者/解雇された労働者 給付金	○失業給付額例 30歳未満 / 被保険者期間1年以上5年未満 / 離職前賃金月25万 / 事業主都合解雇 / とした場合 基本手当の日額 5,544 × 90日間 ○再就職手当額例 上記条件で所定給付日数が残70日（90日間の場合）で再就職した場合 $5,544円 \times 70日 \times 70\% = 271,656円$ を支給 ※1/3以上の残日数で60%、2/3以上の残日数で70%の支給率となる
	内容	《失業給付》 前職の賃金額、被保険者期間、年齢、解雇事由に応じて基本手当の日額・所定給付日数が決まる 《再就職手当》 失業給付の所定日数の1/3以上の支給日数を残して就職した場合に再就職手当を支給（1年を超えての勤務が確実な場合などの要件あり）	
	窓口	ハローワーク	

1. 労働移動支援相談窓口についてのお問い合わせ

○公益財団法人産業雇用安定センター 佐賀事務所

住所：佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル10階

電話：0952-22-7163

○佐賀県内のハローワーク

ハローワーク佐賀	佐賀市白山2丁目1-15	0952-41-9303
ハローワーク唐津	唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	鳥栖市東町1丁目1073	0942-90-3462
ハローワーク鹿島	鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168

○ハローワーク相談会の実施日

会場	開設予定日	開設時間
ハローワーク佐賀	2月15日（月）	13：00～15：00
ハローワーク唐津	2月24日（水）	13：00～15：00
ハローワーク武雄	2月18日（木）	10：00～12：00
ハローワーク伊万里	2月25日（木）	10：00～12：00
ハローワーク鳥栖	2月18日（木）	10：00～15：00
ハローワーク鹿島	2月24日（水）	10：30～15：00

2. 各種助成金についてのお問い合わせ

○佐賀労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

住所：佐賀市駅中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階

電話：0952-32-7173

3. 再就職援助計画及び大量雇用変動届についてのお問い合わせ 事業所のご住所を管轄するハローワーク（上記参照）

4. 失業なき労働移動支援の取組についてのお問い合わせ

○佐賀県産業労働部産業人材課

住所：佐賀市城内1-1-59 県庁新館9階

電話：0952-25-7100

○佐賀労働局職業安定部職業安定課

住所：佐賀市駅中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階

電話：0952-32-7216